

(22) 新農村づくり総合支援事業補助金

【担当部署】 農林課農政係
【電話番号】 0167-44-2106

【窓口の場所】 役場庁舎 2階

【ホームページアドレス】

<http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000041.html>

【補助金の内容】

- ・ 農業者が自発的に事業計画を構築し自己責任において、取組ができる制度とし、補助金を適正かつ効果的に配分するために公募による補助制度を設け、新農村づくり総合支援補助事業を実施する。

【補助対象者】

- ・ 町内に在住する農業者及び農業者関係団体（3人以上で構成される団体）
- ・ 政治、宗教を目的とする団体と町の施策的補助金を受けている団体は応募ができない
- ・ 農業者がいきいきと営農できる環境づくりと農業経営の向上及び利益につながる事業または活動

【補助金額】 補助率 : 1/2以内

事業費限度額 個人 : 200万円以内（補助金 100万円）

団体 : 400万円以内（補助金 200万円）

補助金限度額 ・ ケイ酸肥料散布機 1台につき10万円限度

・ 看板設置 1戸につき5万円限度

・ OA機器一式 10万円限度

・ 農業機械器具については50万円以上は対象外

【実施期間】 平成16年度～令和6年度

【申請に必要なもの】

- ・ 新農村づくり総合支援補助事業補助金等公募申請書類
様式1（新農村づくり総合支援補助事業補助金等公募申請書）
様式2（事業・活動・効果計画書）写真等による企画・提案書を添付
様式3（団体の概要調書）
- ・ 実績報告書関係書類

【交付までの流れ】

①交付申請⇒ ②補助金検討委員会の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付

【備考】

優良事業の成果発表あり